ツィート いいね! 160

ページ番号1023167

更新日 令和2年4月20日

【保育施設】

- 1 国が東京都を「特定警戒都道府県」に指定したことを踏まえ、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、 保育施設を休園します。業務に従事せざるを得ない方などに限定した最小限の保育として以下のとおり緊急事態 保育を実施いたします。
- 2「緊急事態保育」をやむを得ずご利用する方は、「<mark>緊急事態保育連絡票」</mark>をご提出ください。保育連絡票は、 以下の添付ファイルからダウンロードできます。
- 3 ご記入いただいた登園希望日や時間に変更がある場合は、前日の午前中までに保育施設へご連絡ください。
- 4 保育連絡票の集計の結果、登園児童数が多い日は、登園日を他の日に変更をお願いすることがございます。 登園児童がいない日、または登園児童がすべて帰宅した時間以降は、保育の提供は控えさせていただきます。 通常の保育時間内であれば、園職員に連絡を取れる体制を確保いたします。
 - ※保育園の通常保育時間と連絡先は園職員に問い合わせください
- 5 休園としたことについて、勤務先へ区の文書の提出が必要な場合は、葛飾区長発信「「特定警戒都道府県」指定に伴う保育施設等の利用について」をご利用ください。以下の添付ファイルからダウンロードできます。
- 6「緊急事態保育連絡票」に記載のない時間に、やむを得ず急に保育が必要になった際は、登園希望日の前日の 午前中までに職員へお知らせください。ただし、職員体制を整えるため、保育開始まで時間をいただくことが ございます。また、<mark>給食の提供はできませんのでご自身でご用意願います。</mark>
 - ※ご不明な点は、保育園職員までお問い合わせください。
 - ※今後、保育施設をご利用する方は、園内で感染症が発生した場合の調査に必要となりますので、可能な限り、行動記録を取ってください。
 - ※本通知につきまして、状況により変更させていただく場合には速やかにお知らせいたします。

緊急事態保育連絡票 (PDF 76.2KB) [

新型コロナウィルス感染症に伴う保育料などについて